

とんだばやし認定調査通信（11号）



この特記事項の内容についてどう考えますか？

7-2. 認知症高齢者の日常生活自立度 【判断に迷う特記事項の例】

物忘れ等はないが服薬管理は自分でしておらず、妻がしている。

「選択 II b」

【判断に迷う点(気になる点)】

調査員テキストのII aの症状・行動の例に「服薬管理ができない」とあり、それだけで判断していないか。

【判定の基準】(調査員テキストより)

認知症高齢者の日常生活自立度判断基準

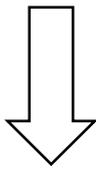
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は <u>家庭内及び社会的にはほぼ自立している</u>
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、 <u>誰かが注意していれば自立できる</u> a. <u>家庭外</u> で、上記の状態が見られる b. <u>家庭内</u> でも、上記の状態が見られる
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、 <u>介護を必要とする</u> a. <u>日中</u> を中心として、上記の状態が見られる b. <u>夜間</u> を中心として、上記の状態が見られる
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、 <u>常に介護を必要とする</u>
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、 <u>専門医療が必要とする</u>

〈見られる症状・行動の例〉

「II a」たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできていたことにミスが目立つ等

「II b」服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等

「III a・III b・IV」着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたら物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等



認知症の診断があるかどうかではなく調査の様子から判断してください。

POINT !

上記の「見られる症状・行動の例」はあくまでも、認知機能の程度を評価するための目安であり、性格や慣習等による行動は含みません。Ⅱランクは日常生活に支障を来たす症状・行動や意思疎通の困難さがなければ該当しないため、服薬管理ができないことのみをもって「Ⅱb」と選択するものではありません。今回の特記事項の例では物忘れ等はないので「Ⅱ」ランクとは判断しにくいです。

認定調査時の様子（主に3群4群の内容）からどれにあてはまるか判断してください。

【わかりやすい特記事項の例】（「Ⅱb」の場合）

病院の受診やデイサービスの日を忘れていたり、短期記憶や服薬管理ができない等の症状があり、日常生活に支障がある。家族の注意があれば自宅での生活はできている。



読み手に伝わりやすい特記事項の記入にご協力をお願いします。

※市町村によって解釈に違いがある場合もありますので、ご注意ください。